



熊本県公報

号外 第56号
令和7年(2025年)
12月22日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則 (観光文化政策課) 1
○熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則 ("") 1

規 則

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和7年12月22日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第38号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例(令和7年熊本県条例第41号)(附則第1項ただし書に規定する規定を除く。)の施行期日は令和8年3月20日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第39号

熊本県伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県伝統工芸館条例施行規則(昭和57年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表(第5条関係)

区分	単価(1時間につき)
展示室1	940円
展示室2	940円
展示室3	710円
展示室4	710円
展示室5	870円
展示室6	750円
地下会議室	1,350円
和室	600円
工房	1,140円
展示室1及び展示室2を一体的に使用する場合	2,160円

附 則

- この規則は、令和8年3月20日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の熊本県伝統工芸館条例施行規則(以下「新規則」という。)の使用料については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規則の使用料に関する規定の例により、新規則別表の区分の欄に掲げる施設に応じ、同表の単価(1時間につき)の欄に定める額を徴収することができる。
- 前項の規定にかかわらず、熊本県伝統工芸館条例(昭和57年熊本県条例第30号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により熊本県伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例(令和7年熊本県条例第41号)による改正後の条例の規定の例により、知事は、当該指定管理者に利用料金を收受させることができ、当該指定管理者は、利用料金の減

免又は還付をすることができる。